

平成28年第1回
利根町議会定例会会議録 第3号

平成28年3月3日 午後1時開議

1. 出席議員

1番	石井公一郎君	7番	坂本啓次君
2番	新井滄吉君	8番	高橋一男君
3番	石山肖子君	9番	今井利和君
4番	花嶋美清雄君	10番	若泉昌寿君
5番	新井邦弘君	11番	五十嵐辰雄君
6番	船川京子君	12番	井原正光君

1. 欠席議員

なし

1. 説明のため出席した者の氏名

町長	遠山務君
教 育 長	杉山英彦君
総 務 課 長	高野光司君
企 画 財 政 課 長	清水一男君
税 務 課 長	石川篤君
住 民 課 長	井原有一君
福 祉 課 長	石塚稔君
保健福祉センター所長	秋山幸子君
環 境 対 策 課 長	蓮沼均君
保険年金課長兼国保診療所事務長	大野敏明君
経 済 課 長	大越直樹君
都 市 建 設 課 長	鬼澤俊一君
会 計 課 長	菅田哲夫君
学 校 教 育 課 長	岩戸友広君
生 涯 学 習 課 長	坂田重雄君

1. 職務のため出席した者の氏名

議 会 事 務 局 長 酒 井 賢 治

書
書

記
記

宮 本 正 裕
飯 田 江 理 子

1. 議事日程

議 事 日 程 第 3 号

平成28年3月3日（木曜日）

午後1時開議

日程第1 一般質問

1. 本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

午後1時00分開議

○議長（井原正光君） こんにちは。ただいまの出席議員は12名です。

定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

これより議事日程に入ります。

○議長（井原正光君） 日程第1、一般質問を行います。

通告順に質問を許します。

4番通告者、3番石山肖子議員。

〔3番石山肖子君登壇〕

○3番（石山肖子君） 4番通告、3番石山肖子です。

本日の一般質問では、一つ目の質問として、まちづくりにおける地域おこし協力隊の活用について質問をさせていただきます。

初回の地域おこし協力隊員受け入れから始まりまして、今後どのようにこの事業を行っていかれるのかお伺いしてまいります。

地域おこし協力隊は全国でも年々増加しております。それぞれの市町村で活躍され、成功例も聞こえてきております。その中で、利根町はこの事業をどのように活用していくのか、どのような方向に町おこし、地域おこしを行っていくのか、そういう将来ビジョンのもと、その実現に向けて外部人材が必要であると町は判断し、導入を決定されたと想像いたします。

地方移住者、これについて明治大学農学部小田切教授が分析をされております。地域お

こし協力隊も含めてですが、地方移住者の属性、これについて分析結果3つほど挙げておられます。第1に、世代別に見れば、地方に移住される方々は20から30歳代の移住者が目立っている。そして性別では女性比率が確実にふえている。ファミリー層が動き出している。第3に、移住者と言いますと、いわゆるIターンを思い浮かべがちですが、Uターンの増加も目立っている。Iターン世帯は前年度比32%増であるのに対して、Uターン世帯は52%増と、その伸び幅は大きいそうです。現地調査によれば、この両者にはある種の関係があり、Iターンが増加する地域ではUターンがふえるという傾向が見られるそうです。

このように、2010年あたりから地域おこし協力隊の活用による影響ですけれども、効果について、特に農山村移住をめぐっては、量的かつ質的な変化が生まれている。そこで、利根町はこの流れも考えて、この地域おこし協力隊が十分に働いていただきまして町の糧となるよう願うものでございます。

通告書に記載しました地域おこし協力隊受け入れの七カ条は、既に受け入れてデータを収集、分析した島根県中山間地域研究センターが作成したものでございます。私はこの七カ条は島根県での独自のユニークな知見だとは思いますが、これは十分条件であって全て満たさなければならないとは思っておりません。利根町が地域を主語にしたまちづくりを展開する上で必要と考える受け入れ態勢のチェック事項として、ぜひ町に活用していただきたい、そう考えまして挙げさせていただいたものです。

この七カ条は、1番行政の中での受け入れ態勢ができていないか。2番協力隊をどのように配置するか決まっているか。3番仕事内容のすり合わせができていないか。4番地域の主体性があるか。5番地域との関係づくりは大丈夫か。6番生活条件が整っているか。7番定住の見通しが共有できているか、この七項目でございます。

利根町の今回の地域おこし協力隊受け入れは、初の試みです。この七カ条の中で満たされているもの、そしてこの町では必要ないと思うもの、そのものをより分けて、これからの受け入れ態勢をつくっていただきたいと質問するものでございます。

この七カ条の中で満たされているもの、そして必要でない判断されたものを含めまして、今回の初回の地域おこし協力隊受け入れ態勢についてご説明をお願いいたします。

以降の質問は自席で行います。

○議長（井原正光君） 石山肖子議員の質問に対する答弁を求めます。

遠山町長。

〔町長遠山 務君登壇〕

○町長（遠山 務君） それでは、石山議員のご質問にお答えをいたします。

初回の地域おこし協力隊受け入れに当たって、協力隊員が力を十分発揮するための利根町の体制についてというご質問でございますが、地域おこし協力隊は、隊員2名を非常勤特別職として配置する予定でございます。報酬と費用弁償につきましては、利根町特別職

の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を今回の議会定例会の議案として上程させていただいておりますし、先日の概要説明で清水企画財政課長のほうからも説明があったらと思います。

配置につきましては企画財政課に所属し、定住コンシェルジュとして、主に空き家バンク、そして新築マイホーム助成に関する事務を行っていただき、物件の案内や説明、また、移住・交流などのイベント参加時の利根町ブースの運営などのほか、地域の資源発掘など新しい目で利根町を発見してもらい、シティプロモーションの事業にも協力していただく予定でございます。

平成28年度事業になりますので、新年度になってから募集していくことになります。そのほかの詳細につきましては、現在、協議、設計中でございます。

○議長（井原正光君） 石山議員。

○3番（石山肖子君） 概要をお伝えしていただきました。非常勤特別職として企画財政課の定住コンシェルジュとして働いていかれるということでございます。

一つ質問をさせていただきたいんですが、（1）の利根町の体制の中で、7番の定住の見通しが共有できているか、これについてお答えいただきたいと思いますが、定住の見通しを共有するというのは、来ていただいた後にもこの見通しを共有していき、そして定住するかどうか。1年間を過ぎまして3年まで延長ということですから、例えば3年住んでいただいて、この町に定住するという意向があれば、それは大変喜ばしいことだと思います。この定住の見通しというのは、地域おこし協力隊の効用として、やはりご家族なり、单身でも結構ですけれども、やはり職業をこの町で得て、この町で暮らしていくんだという、そういう方向にぜひ行っていただきたいと思うところでございます。

地域おこし協力隊の役割というのは、先ほど申しました明治大学農学部で情報収集、分析した中で述べられているんですけども、先ほど申し上げましたのは地方移住者全体の傾向です。

で、一方、地域おこし協力隊が定住したかどうか、そこを比較してみますと、地域的分布ですけれども、定住した割合、件数などが県別に分析されておりまして、地方移住者全体では鳥取、岡山、岐阜、島根、長野、高知各県です。そして地域おこし協力隊が定住した地域的分布は北海道、長野県、島根県、高知県、新潟県、岡山県となっております、やはり移住者の増加は地域おこし協力隊の動きと関連しているという結果が出ております。

この地域おこし協力隊というのは、地域サポートから入って行って、そして本格的定住に向けた準備をしている段階ではないかと。その本格的定住に向けたハードルを下げるという意味があるのではないかと、私は考えます。

それから、この定住に向けた数というのが、非常に利根町において重要になってくると思います。シミュレーションをして、例えば何家族1年につき定住して、移住してきていただくか、そのような見込みのようなものも必要となってくると思います。

国土交通省が発表しております国土のグランドデザイン2050（参考資料2014年）によりますと、1,000人当たりの、これは山間地域についてのデータでございますが、1,000人当たりの1年間当たりの移住者が、家族が4組来れば、で、人数で申しますと合計10人の方が流入すれば高齢化率が抑えられまして、バランスのよい人口の形態になるというようなことを言っております。

いわば低密度居住地域の建設ということが、課題としてその次に出てくるんですけれども、意外にこの移住者の数、4家族が来れば1,000人当たりですけれども、4家族が1年当たり移住して来れば、高齢化率は2050年には26%まで低下するというシミュレーションがあります。

ですので、結果として定住していただくことが、やはり人の気持ちということですので、それはじっくりこっちも付き合っていて、隊員とは話をしながら、よくよく定住していただくのは結構なんですけれども、ただ、このようなデータがあるということを思って、考えておいて受け入れ態勢、最初の面接があると思いますが、その時点でも、町はこういうことを目指しているんだ、例えば1年間に若い世代の流入を例えば1家族と目標にするという、そのようなビジョンを示しておくことは大変重要だと私は考えます。

質問が長くなりましたが、先ほど申し上げたように、七番の定住の見通しを共有するということについて、どのようにお考えで、これは（2）番の質問とも関係いたしますが、どのようにお考えであるか、具体的な数字を考えておられるならお聞きしたいと思います。

○議長（井原正光君） 清水企画財政課長。

○企画財政課長（清水一男君） 今ご質問の定住の見通しの共有ということでございますけれども、今回利根町で地域おこし協力隊を活用する事業としては、先ほど町長が言いましたように定住コンシェルジュ、要するに空き家バンクですね、利根町の、利根町に移住または住みかえをする方の受け皿として、今、空き家バンク制度を運営しております。その総合案内役として地域おこし協力隊を活用して、より充実を図ろうとして、利根町は4月からですけれども、募集をして、隊員に来ていただければ、2名雇用を非常勤として雇用しまして活動していただくということであります。

ですので、共有ということ、定住の見通しということですが、これから募集をするところでもありますので、来られる隊員の方と相談をしまして、できる限り町内に移住していただけるように、1年後または3年後ですね、その辺は相談していきたいと考えております。

数値的な目標は特に今のところはございません。とりあえず2名を採用する予定であります。

○議長（井原正光君） 石山議員。

○3番（石山肖子君） この定住率ですね、これは59%が地域おこし協力隊員の方の中で定住をされていると、大変高い率であると思います。その59%の中にぜひ利根町の地域お

こし協力隊が残っていただけるよう、そこは情報の共有、それから、地域の人との連携なども含めまして、町のほうでぜひ体制として、利根独自の体制をとっていただきたいと思っています。

私が先ほど申し上げましたデータというのは、ピンポイントのデータですので、それがそのまま適用されるということはないと思いますが、逆に言いますと、利根独自の呼び寄せ方、それから、定住の仕方、それから、その後の起業などにも影響が、効果が出ると思います。ぜひ、受け入れ態勢の中で、時間を追うごとにいろいろ工夫をしていただきたいと思っています。

農山村移住をめぐるっては、量的かつ質的な変化が本当に激動していると思います。これを機会と捉えて、ぜひご検討をお願いしたいと思います。

それで、島根県の例をちょっと取り上げまして、ある町では定住支援コーディネーターと呼ばれる、ワンストップで衣食住全てのお世話をする者という役目に地域おこし協力隊が就任、それから、地元の地域精通者2名が定住促進支援員として委嘱されて、さらに空き家情報の提供や移住者の日常的相談を担っている、地域の方が協力している。それから、女性職員2名がコーディネーターに加わっておられ、特に女性の移住者への対応を担い始めているそうでございます。

確かに、企画財政課の空き家バンク担当として定住コンシェルジュとして働いていかれるということは、この先ほど申しました七カ条の中での①②③は満たされていると、そこは私は大変喜ばしいことだと思います。そこから地域おこしの活動へと、地域おこし協力隊員が活動をさらに進めていただければと思いますが、そのところは工夫をしていただくということで、今、ある町の例を申し上げましたが、地域の方が定住支援コーディネーターの補佐とも言える定住促進支援員として委嘱されている。これは大変素晴らしいことだと思います。地域おこし協力隊員が移住を決意して住民票を移すわけですから、決意して相当な覚悟でいらっしゃるのではないかと思います。

そこで、地域のある家に住まわれるわけですね。で、そこで生活を、長くて3年間されるわけです。その中で地域との交流というものも大変重要な、地域おこし事業に対しての有効な情報になると思っております。その地域との連携、これを充実させておくことが、この地域おこし協力隊活用の成功に導く重要なところであると思います。

先ほどの七カ条で言いますと4番、5番、6番の地域の主体性があるか、地域との関係づくりは大丈夫か、生活条件が整っているか、これについてはまだこれから受け入れるわけですから、まだ、それとよい事例とか、そういうものも取り入れまして、工夫していただけるとよいかと思いますが、今回の協力隊受け入れについては地域の方々がどのように参加されていくのか、もしお考えがございましたら、方針でも結構ですのでお伺いいたします。

○議長（井原正光君） 清水企画財政課長。

○企画財政課長（清水一男君） 今回、定住コンシェルジュということで空き家バンクの運営となりますので、空き家バンクは市街化区域内にある空き家が対象でございますので、その空き家の調査や物件を紹介するに当たりまして、その地域のことをよく知っていただくことは重要であると思います。ですので、区長等を紹介して、その地域との交流も図っていただく予定ではおります。

○議長（井原正光君） 石山議員。

○3番（石山肖子君） 何と言っても、地域おこし協力隊、地域をおこすための協力隊員ですから、長い目で、5年、10年先のことを考えなければいけないのは大変難しいことかもしれないけれども、地域とのつながりがやはり地域おこしの重要な情報となる、そのことを隊員さんは担うわけですから、例えばある地区のこの家に住むとなれば、自治会に勧誘もされるでしょう。そして地域の方々、お隣の方々と会話もされるでしょう、そのような中で地域おこし協力隊員が十分な活動ができる、情報収集できるような体制としては、やはり行政のほうで受け入れ時に、その場所の選定もありますでしょうけれども、自治会長さんですとか民生委員さんですとか、そのような地域に根差して活動されている方々と顔なじみになりということ、ぜひ定住に向けて、その隊員さんが、ああこの町に、この地域に住みたいと思われるよう促すようなことを、行政のほうにはやっていただきたいと思っておりますので、ぜひよろしくお願い申し上げます。

で、元総務省自治財政局長であり地域活性化センター理事長の椎川 忍氏によりますと、地域づくりを進めていくポイントは、人と物しかないという視点であって、地域資源を発掘するのは人間であり、その力は自分たちの努力により幾らでも伸ばせるもので、地域づくりとは人材育成に行き着くというふうに述べられております。人材育成、町民もそうですけれども、隊員もそうです、私たち議員もそうです。で、行政の職員の方々にも、この人材育成という観点から、長い目で見て、この地域おこし協力隊についてはご尽力いただきたくお願い申し上げます。

最後に、空き家バンクコンシェルジュにこの隊員はつかれるようでございますが、端的に言って、ほかの部署でもよかったかと思うのですけれども、経済課ですとか、そういうところにもあったんですけれども、最後にどのような意図でこの空き家バンクのコンシェルジュさんとして任用するのか、理由をお聞かせください。

○議長（井原正光君） 清水企画財政課長。

○企画財政課長（清水一男君） それは地方版総合戦略を策定していく上で、空き家バンクは、先ほど言いましたように、移住・住みかえ等の受け皿でございますので、その空き家バンクの充実を図ることによって移住・定住、そのほか地方版総合戦略に位置づけられた全ての事業を実施していくことによって、移住・定住が促進されるという考えがありましたので、とりあえずは職員でやるよりも、専門的に協力隊にやっていただいて、空き家バンクの総合案内の窓口をやっていただきたいという考えで今回募集を図る予定でおります。

す。

○議長（井原正光君） 石山議員。

○3番（石山肖子君） お答えいただきまして、やはり専門的な部署で働いていただいた上で、その中の活動の中で地域おこしについての情報も得られるということで、私はこの七カ条を挙げさせていただいた中で、この1から2、3のところはクリアされたんだなと思いました。このことを質として、これからは活動に対しての町のフォロー、サポート、これをよくよく考えていただきまして、ぜひ定住化率が上がるようにご尽力願いたいと思います。

それで1番の質問の中で、（2）の2番をお聞きしてこの質問は終わります。

初回隊員の途中経過、分析などをもとに、まちづくりに寄与する隊員の次回以降委嘱の考えはありますか。

○議長（井原正光君） 遠山町長。

○町長（遠山 務君） それをお答えする前に、今、地域おこし協力隊の定住ということでございますけれども、定住していただければ、それにこしたことはないと思っておりますし、町といたしましても先ほど石山議員がおっしゃったとおり、住民との連携を図っていただいて、そのような結果を残せばなと思っていますところでございます。

先ほどの明治大学の小田切教授には、全国町村会の週報の表紙のコラムを定期的にお願ひしておりますので、私も全て目を通しておりますので、そこの中にも島根県のことが例記されておりました。

1月28日、島根県に私も行って来たんですけれども、大変な大雪のときで、広島の大分インターチェンジから島根県に入っていったんですけれども、やはり雪が降っている、降っていないに関係なく、島根県の状況とこの首都圏の状況はまるっきり違うなということで、やはり利根町には利根町のよさがありますので、そういうものを地域おこし協力隊の方に理解していただいて定住につながればなと、そのように望んでいるところでもございます。

それと、今質問された2番のまちづくりの人材としての協力隊の今後の受け入れについてのご質問でございますが、協力隊が現在、利根町で活動しているわけではございませんので、今後のことについて明言はできませんが、平成28年10月からの活動を予定しておりますので、まずは活動していく中で、行政、住民、協力隊のそれぞれにとってよい結果が得られるよう、町としても調整を図ってまいりたいとそのように考えております。

○議長（井原正光君） 石山議員。

○3番（石山肖子君） 次回以降、委嘱のお考えがありますかと質問させていただいた理由ですけれども、先ほども定住支援のための空き家バンクコンシェルジュに就任されるということですが、利根をどういう町にするか、空き家に住まわれて、それからまた隊員さん方はお仕事を続けるわけですね、任期が終わってから。で、そのときに、町はこういう

働き方、雇用などもそうですけれども、こういう町にするんだという考え方があれば、じゃあ僕はこういう起業をしようかとか、そういうカラーが出てくると思うのです。ですから、初回の2名の方は、今は空き家バンクのお仕事につかれるわけですが、その先の仕事も考えていかれるのは、途中から考えると思いますよね、そこで町としてはこういう町にしたい、例えば今ICTが進んでいますので、そういうものを利用した空き家でICTに関するSOHOと言うんですかね、例えば自宅で仕事をする、本社は首都圏にあるとか、そういうパターンもあると思うのです。だから、そういう利根としてはどのような仕事をされるために空き家バンクの中の空き家をどういうふうにご利用していくかという、そういう方針が、これであればよいという方針があればさらによいと思いますので、ぜひこの隊員の方が2名が働いた後、さらなる次回以降委嘱というのが望ましいかなというのが私の意見でございますが、ぜひ次回以降委嘱していただきたいなと思うところでございます。

以上でこの1番の質問は終わります。

続きまして、利根町の教育施策の展望について、利根の教育についてお伺いいたします。

「利根町の将来のまちづくりの担い手としての子供たちの体とこころの育成」、このように書きましたのは、杉山教育長が去年の4月に就任されたときの抱負から、まちづくりの担い手として長い目で子どもたちを育てていかなければいけない、そこは私も同感でございます。そして利根の教育がどういう方向に向かっていくのかということ考えたときに、私は子どもたちが、確かに学力も向上するのは、それは結果として大事だと思います。

しかし、この前の教育研究会で教科ごとの研究発表を見させていただきました。そして浅野指導室長さんの最後のお話のところ、自己有用感だったと思うのですけれども、要するに自尊心、それとか自己肯定感というものを自己有用感と解釈して、これから利根町ではそのような自己有用感を伸ばしていくんだということをおっしゃっていました。

私も常々子育てをしながらの間に、最近になって思うのは、子どもの自信、自己肯定感というのが大事だなと思うようになりました。その自己肯定感、自己有用感が促されるようにするためには、やはり子どもが自分のことをどういうふうにも評価するか、そのときに他人と比べての評価を、例えば、ここがあの子より勝っているから僕は大事なものだとか考えること、それでは本当の意味での自信にはならないと思います。自分の中での成長を自覚してという状態に持っていければいいのかなと、これは私個人の意見ですけれども、そのように自己評価ができる子どもを育てるためには、土台として心が安定していなければいけないと、私は思います。

それで私事で恐縮ですけれども、私の娘が中学校時代に、悩みがあったときにカウンセラーにご助言いただきまして立ち直った経験もあります。心というのは大事なんだと、そのときに思ったんですね。受験前でもありましたし、そのような経緯がございまして、心の育成について、今回は教育長にお伺いしたいと思ったところでございます。

文科省の教育振興基本計画の豊かな心と健やかな体の育成について、この1年で教育長

におかれましては、どのような目標を置かれて、どのような方策で教育について当たられたのかお聞かせください。

○議長（井原正光君） 答弁者に申し上げますが、もう少しマイクを自分の口のほうに曲げてひとつ答弁してください。

まず、遠山町長。

○町長（遠山 務君） 利根町の教育施策の展望につきましては、教育長のほうより答弁させます。

○議長（井原正光君） 杉山教育長。

○教育長（杉山英彦君） それでは、石山議員のご質問にお答えいたします。

先ほど言われましたように、心の教育というのは非常に大切なことかなと思います。それについては項目ごとに具体的にお話をさせていただきたいと思います。

文科省の教育振興計画の豊かな心と健やかな体の育成についてということで、利根町として具現化したものを利根町としてはどのような目標と方策で進められているかというご質問かなと思います。

利根町の教育目標の中では、学校教育指導法の指導の重点として、三つの視点の中で大きなくりとして個性を生かす教育の充実、その中に豊かな心の育成として道徳教育・特別活動の充実を挙げております。

また、健やかな体の育成という中では、学校の特色を生かした体力づくりの実践を目標として取り組んでおります。

学校教育の推進の柱では、細かく分類すると五つの柱に分けてうたっているわけなんです。まず一つは道徳教育の充実。その中で学校全体で取り組む道徳教育の充実を目指して、道徳教育推進教師を中心とした指導体制をつくっております。それから、家庭・地域との連携、これは大変重要なことでございます。道徳の時間の授業公開、道徳の授業を授業参観等で見させていただいて、家庭の中でもそういう学習についてのお話し合いを進めていただく。

それから、特別活動。よりよい人間関係を築く力の育成、言語活動の充実。根拠を明確にした上での意見の出し合い。

それから、福祉教育の充実。これについては教師と児童生徒がともに学び、ともに感動できる体験的な活動に取り組んでいく。心の触れ合いの場の設定では特別支援学校との交流及び共同学習の推進、これも大事な中身かなと思います。

そして人権教育の充実。一人一人を大切にした学級経営の充実、人権課題に関する知識や理解の深化を図る研修の充実を図っていくと。人権教育指導資料、これは県のほうで出している資料集なんです。第34集等を使いながら指導に当たっている次第です。

また、生徒指導の充実ということから、いじめや不登校、暴力行為等を児童生徒みずからが解決しようとする活動の重点。スクールカウンセラー、町相談員の活用。そして、い

じめや早期に発見し、早期に解消するための取り組みの徹底を図ります。児童虐待に向けた児童相談所等との連携の強化をまた目標としておる次第。

そして体の面につきましては、健康や体力を育む教育の推進ということで、学校体育の充実。学校の特色を生かした体力づくりということで、例年1年生から中学3年生まで行っている体力テストがございます。これの平均指数をAプラスBとして、小学校では80%以上できるというふうな形で、中学校では70%以上を目標として達成できるように取り組んでおります。そして、中学校における魅力ある運動部活動の運営。

そして学校健康教育の充実といたしましては、薬物乱用防止教育の充実、それから、性に関する指導の充実、交通安全の実践、地域との連携を深め避難訓練や防災訓練を実施していく。そして食に関する指導の充実、朝食摂取率100%を目指す、朝ご飯をきちっと食べてくるように家庭への呼びかけを図る等、幾つかの項目に分かれてお話をさせていただきました。

これは文科省の、先ほど言いましたように教育振興計画に基づきまして、県の指導方針、そして利根町の指導方針を含めた取り組みを具体的に各学校に指示いたしまして、取り組んでいただくように進めている次第でございます。

○議長（井原正光君） 石山議員。

○3番（石山肖子君） 道德教育、人権教育、福祉教育、さまざまなカテゴリーの中で学校においていろいろな工夫をしていただいていることを大変感謝申し上げます。

その中で、家庭での心の安定に向けての触れ合いなど、そういうものについては私も元母でしたので、家庭での心の安定ということが一番大事かなと思うのですけれども、やはり学校に行っている時間が長い小中学生、学校での先生方との触れ合い、地域の方々との触れ合いから生まれる心の安定というものもあると思いますし、維持して、先ほどおっしゃいました道德教育、特活、言語活動、福祉教育など、これは引き続き十分に運用されていきまして、ぜひご指導をお願いしたいと思います。

その中で、心について一つだけ質問させていただきますと、たしか「心のノート」というものを娘も持って帰ってきていたんですが、余り活用していなかったような気がするんですけれども、それは文科省のほうでも「心のノート」については普及させて、十分活用するように言っていると思うのですけれども、利根町での「心のノート」の活用状況をお聞きしたいと思います。

○議長（井原正光君） 杉山教育長。

○教育長（杉山英彦君） 道德の時間で「心のノート」というのを使って、これは文部科学省のほうから県のほうを通じて配布された道德の時間での副読本みたいな形で、参考的な心の指導とか、創作指導とか、いろいろなものをさらに深めるノートなんですけど、これは1・2年生用、3・4年生用、5・6年生用のやっとなら中学生用のと3段階のものに分かれて、心のノートというのが配布されております。

石山議員がおっしゃったとおり、各発達段階に応じて使うものでございまして、授業の中で全て使っているというわけではございません。副読本がございまして、いろいろな教科書会社のほうから、この事例に対してはこういう形の資料を使って授業をしたほうがいいですよというマニュアル的なものがございまして、それを具体的に先生のほうで各学級の状況を見て、きょうはこういう授業に取り組むんだ、例えばいじめがあつて、こういう心にしみ入るような、感動するような教材を使って授業をしたほうがいいなという場合には、きょうノートを使わなくても違う分野で取り組みをするというか、副読本を使いながら指導に当たったほうが効率的だなというときには、使わなかったりするんです。

ですから、全面的に年間35時間の授業の中で、全面的にこの「心のノート」を使うというわけではございませんが、基本的にはこれを使って効率よく授業を進めるということが取り組みでございしますので、さらに有効活用をできるように指導していければと思います。

○議長（井原正光君） 石山議員。

○3番（石山肖子君） 私の知る範囲の中で、子育て経験の中からどのようにやっているのかなということで、この「心のノート」についてはお聞きいたしました。

先生方も激務の中、いろいろな副読本も使われて授業にも適用されて、子どもたちの指導、心の育成について尽力していただいていること、大変感謝申し上げます。

この（2）番の各小中学校での豊かな心の育成の現状と課題についてですが、利根町において地域と学校と家庭が連携していることが、私は重要だと思っております。子どもたちが触れ合うのは学校の中の先生方、お家ではご家族、そして地域では町のボランティアの方々と触れ合うわけです。そのようなものが、今現状としてどのようにその学校で触れ合いをしているかということについて、各小中学校でどのようなことをされているかということをお聞きしたいと思います。

確かに各小中学校で基本目標などが設定されていると思いますが、ちょっと具体的にお伺いしたいので、豊かな心の育成について、人との触れ合い、自然体験とか、職業体験とか、そういう場でも人と会うわけですよ。ですから各小中学校でどのようなその豊かな心の育成に向けての人との触れ合いについてだけお伺いしたいと思います。

○議長（井原正光君） 杉山教育長。

○教育長（杉山英彦君） 各小中学校での豊かな心の育成の現状と課題ということでございますが、具体的に四つの大きな柱でお話をさせていただきたいと思っております。

まず、それぞれの学校でいろいろ具体的な取り組みはされているかなと思うのですが、大括りで言いますと、道徳教育ということで道徳教育推進教師、昔で言いますと教科の道徳主任の先生を中心としてカリキュラムをつくりまして、指導体制の充実を図って、道徳教育を充実させている。

それから、二つ目としては、特別活動の充実、これはよりよい人間関係をつくるために

体験活動を築かせるものでございますので、そういう部分で体験活動を重視した取り組みが各小中学校でも行われているかなと。

それから、人権教育の充実を図り、人権課題に関する知識や理解の深化を図る研修を充実させる。先ほど言いましたように、人権教育というのは、これは非常に子どもたち一人一人を大切にしている教育の一つでございますので、大事に授業が進められているかなと思います。

それから、生徒指導を充実させるということで、スクールカウンセラー、町相談員を活用した、いじめを早期に発見し、早期に解消するための取り組みを徹底させているということでございます。

具体的にどの小学校でどういうことをやっているかということですが、まず、それぞれの小学校でやられているということは、まず地域との関わりを含めて挨拶運動、これは非常に見かけたことがあるかなと思うのですけれども、学期の初めに、中学生が各小学校に出向いて行って校門や学校の前のところで、小中学校連携して幟を立てて挨拶運動を、「おはようございます」と、地域の方に向けても挨拶運動などを地域の方と一緒に心を広める活動をしている。

それから、利根川の河川敷に行っでごみ拾いをしてくる。そういう地域ボランティア的な活動を含めて、道徳教育を含めた分野を広げていったりする。

それから、中学校におきましては、生徒指導の一環として、特にスクールカウンセラーの先生方や相談員の方々を含めて、いじめ撲滅運動ということで集会活動しながら、学校の中にいじめとか仲間外れ、そういうものがなくなるように集会活動の中で学校全体での取り組みでの働きかけをしているということをお聞きしております。

さらに、それらの活動を深めていっていただきたいなと考えております。

また、今後の課題としましては、生徒指導面での家庭・地域との連携強化、これは確かに家庭の問題、学校の問題、それぞれあるかなと思います。協力してちょっと困っているな、うちの子学校に行きたくないとか、そういうことがもし家庭で言われるようでしたら、すぐに学校に連絡をしていただいて、学校と協議しながら、きちっとそういう場で問題解決を進めていただければありがたいなと思う。

こういう場でこういうお話をしても何なんです、昨今は、家庭のほうからすぐに教育委員会とか県とかに「何とかしてくれ」と話を進める方がいらっしゃるんですね。そうじゃなくて、学校とよく協議をして、学校と家庭と保護者の方々とよく話し合いをして問題解決を進めていかなければ、何の解決にもなりませんので、そういうことはこの場でお話することではないと思うのですけれども、学校への直接へのお話をいただければありがたいなと思います。

また、教師と児童生徒がともに学び、ともに感動できるような体験的な活動、先ほども言いましたように、特別活動を重点とした活動に取り組んでいければありがたいなという

ことで、今後の課題として一応上げておきたいと思います。

○議長（井原正光君） 石山議員。

○3番（石山肖子君） 教育長におかれましては、積極的にそのような方針を打ち出していただいて、今後ますます利根の教育についてご尽力をお願い申し上げます。

先日、家庭教育セミナーのほうにも足を運んでいただきまして、保護者の方と交流していただいたということで大変好評だったということ、教育主事の先生からお伺いしております。

3番のスクールカウンセラー活用の今後の方針をお伺いして終わりますが、時間がないので、スクールカウンセラーはもう既におられると思いますが、このことについて質問するのは、もう一つ理由がありまして、子どもたちの心の健康ということでもありますけれども、激務をこなされておられる教職員の方々、この方々もスクールカウンセラーとも触れ合うでしょうし、子どもの問題について話し合うときには、担任が一緒の場でいろいろ協議すると思います。

私が危惧しておりますのは、教職員の方々のメンタルケア、これが私は子どものケアも必要ですけれども、先生方のケアも含めて、このスクールカウンセラーは見なければいけないと思うのです。今も見ておられると思いますが、大変に学校全体を見てこのカウンセラーは働かなくてはいけない。それで、ここには上げていないので、もしよければですけれども、スクールソーシャルワーカーさんというのは、そのスクールカウンセラーさんと違ってどのような働きを期待されて今導入の方向で進んでおられるのか、そこを聞いて終わりたいと思います。

○議長（井原正光君） 杉山教育長。

○教育長（杉山英彦君） スクールカウンセラーの活用と今後の方針ということでお伺いになりましたけれども、利根町には現在、県のほうで県の教育委員会から派遣されておりますスクールカウンセラーが1名配置されております。これは利根中学校に在住しております。毎週木曜日1日だけ相談活動をしております。月に1回、布川小学校に行き、小学校の保護者や児童の相談活動をしております。1日7時間、年間257時間配置されております。

また、利根町には、町独自で町教育相談員1名を週に2日配置しております。県のスクールカウンセラーとは別に相談活動をしているということで、基本的には県のほうから派遣されている方1名で中学校あたりを起点に常駐していて、子どもたちの相談に乗るのが原則なんです。昨今は非常に保護者からの相談内容、そういうのが非常に多ございます。

それから、先生方も、やはり子どもの教育や家庭の保護者等の対応ということで非常に心配されている部分もございまして、そういうスクールカウンセラーの方々と相談をする時間をつくっていただきながらやっていただきますから、町の相談員の方がそれぞれの学

校に行って、時間を割いて相談活動をしていただいているということでございます。

先ほど出ましたように、スクールカウンセラーとスクールソーシャルワーカーの違いは
どういうところなのか、相談活動をするのが相談員としてのスクールカウンセラーなん
ですが、スクールソーシャルワーカー（SSW）というのは、これは相談のほかにその内部
に入って、細かく指導をしてくれる方なんです。ここはこういうふうにしたほうが
いいよとかいうことで、あそこをこういうふうにしたほうがいいよとかいうこと
で、スクール相談の方は基本的には初級、中級、上級という免許を持っているんです
が、相談内容を聞き入れるだけでアドバイスのものは基本的にはしないんです。そ
の心の悩みを打ち明けるために相談活動をすることであって、スクールソーシャルワ
ーカーはいろいろな事例をもとに、こういうふうにしたほうがいいよ、ああいうふう
にしたほうがいいよということと、それから、専門機関を紹介してくれるんです。

臨床心理学の病院とか心療内科の病院とか、そういうところとのコンタクトもとれて
いますので、そういうところに医療機関とかに専門的な分野から相談活動も引き受
けてくれるという形で、より専門的な活動をしていただいているところで、今現在、
県内では笠間市と境町でしたか、2カ所しかまだ常設で設置していないので、利根
町としては新しい試みとして取り入れるという形で進めている次第です。

このスクールソーシャルワーカーの活動をもとに、昨今非常にそういう相談件数が
ふえておりますので、よりよい方向に向けられればありがたいなと思っております。

○議長（井原正光君） 石山議員。

○3番（石山肖子君） スクールカウンセラーについて、それから、スクールソ
シャルワーカーについて概要をお聞きいたしました。大変期待をするものでござい
ます。やはり児童生徒とこのスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー
さんたちのふだんの会話が大事だと思うのです。そのような面で、長く学校には
滞在していただける方向でお願いしたいと思っております。

最後に、先ほどの1番の質問ともダブりますけれども、定住していただける家族
がふえていってもほしいと思っております。孟母三遷という言葉がありますが、私
は1回しか移っていないんですけれども、利根町が魅力ある教育があつて、そこ
を目指して孟母が選ぶ利根町教育として推進していただきたいと切に願って
質問を終わります。

○議長（井原正光君） 杉山教育長。

○教育長（杉山英彦君） 昨日も石井議員のところでお話しましたように、委
員会と学校が連携して、一人一人の未来のある子どもたちに、利根町で学んで
よかった、利根町の教育はすばらしいと言ってもらえるように、今後とも努力
してまいりますので、ご支援、ご協力、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（井原正光君） 石山肖子議員の質問が終わりました。

暫時休憩いたします。

午後 2 時 0 0 分休憩

午後 2 時 1 0 分開議

○議長（井原正光君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

5 番通告者、2 番新井滄吉議員。

〔2 番新井滄吉君登壇〕

○2 番（新井滄吉君） 2 番新井です。

傍聴者の皆さん、お忙しい中、ありがとうございます。皆さんの監視があつてこそ、利根町政はよくなる。みんなが関心を持たなくなると、議員も職員もやりたい放題、さぼり放題になりますから、よく監視をしてください。よろしくお願いします。

私はきのう、残念なことに遭遇いたしました。高齢者が 1 人、残念ながら孤立死をしてしまいました。私たちは、特に私などは孤独死を予防する会みたいのをつくってやっていた中で、残念ながら孤立死を招いてしまいました。

私はちょうど 1 カ月、正確に言うと 2 月 2 日、その人から電話をもらって、私と同じ症状だからということで電話があつて、私はどこに行くんだと言って国保診療所に連れていきました。で、あそこはいろいろな分析ができないので、翌日、ちょうど 1 カ月前の 2 月 3 日、済生会病院に連れていっていろいろな検査をしました。二、三日後に行ったら、また国保診療所へ行ったら、まだ内容が届いていないということで、私はちょっと一息して、その後、ヤオコーで時々見かけたので、ああ大丈夫だなと思って毎日のチェック電話をやめたんです。余り依存心を持たせてもいけない、ところがきのう、お風呂の中で死亡していたと。

それは町当局もご存じのように、ヤクルトの人が、ヤクルトがたまっていると、新聞受けを見たら新聞がたまっている、で、役場に電話した。役場は地元の民生委員に電話をして入ってもらおうとしたんだけど、役場はドアをぶち破ってもいいから入ってチェックしてくれと。でも民生委員は、その人のお子さんの電話を知っていたので、そこへ電話をして発見した。風呂の中で死亡していたと。それも 4 日か 5 日たった、残念なことがありました。

私自身も非常に反省をしています。もうちょっとそういうときに、プライバシーじゃなくて、遠慮なく、ちょっと迷惑でもチェックすればよかったなというふうに反省をしております。大変残念なことです。先ほどせがれにお会いしてきて、葬儀は取手警察の出入りの葬儀屋さんに、火葬までは頼んだということです。それ以降は私たちも準備をしていたので、初めての葬儀らしきことをやろうとしています。ちょっと余計な話ですけど、テーマに関係しているのでちょっと話をさせてもらいました。

で、行政当局はこの高齢者の現状をどう捉えているのか。「下流老人」というのが、去年ですか、大いに売れて 10 万部近く出て、私もその人の講演会を聞きに行つて、正直ショ

ックを受けました。その本を読んでもショックを受けました。3,000万円ぐらいの貯金があっても、瞬く間に転落する。いろいろな病気になったり、あるいは妻とけんかして離婚したり、離婚すると半分になる、3,000万円が1,500万円になる、あるいは年金が半分になる、まさに生活できない。一流企業に勤めていた人も、銀行に勤めていた人も、彼は、●●さんは、13年間、埼玉でNPOでいろいろな相談を受けていた、結論が、みんな人ごとじゃないと、自分たちもそうだということで、私は大変ショックを受けました。

町当局は利根町の高齢者の状態をどのように把握されているのか教えていただきたい。
後は自席で行います。

○議長（井原正光君） 新井滄吉議員の質問に対する答弁を求めます。
遠山町長。

〔町長遠山 務君登壇〕

○町長（遠山 務君） それでは、新井議員のご質問にお答えをいたします。

利根町行政は町内の高齢者の現状をどのように把握しているかのご質問でございますが、平成28年2月1日現在の状況をご質問の順にお答えをいたします。

まず、住民基本台帳人口における65歳以上の人口は6,452人で、うち後期高齢者の人口は2,388人でございます。

次に、65歳以上の方を対象とする収入の仕分けでよろしいですね。仕分けとなりますと、これは介護保険料算出の際の方法のみとなりますことから、対象者の前年の所得に応じて介護保険料所得段階を決定いたしますので、その内訳でお答えしたいと思いますのですが、よろしいですか。

それでは、まず第1段階の対象者は、生活保護を受給の方及び世帯全員が町民税非課税で、前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の方となり、人数は826人でございます。

第2段階の対象者は、世帯全員が町民税非課税で、前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円を超え120万円以下の方となり、人数は333人となります。

第3段階の対象者は、世帯全員が町民税非課税で、前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が120万円を超える方となり、人数は291人となります。

第4段階の対象者は、世帯員に町民税課税者がおり、本人は町民税非課税で、前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の方となり、人数は1,467人でございます。

第5段階の対象者は、世帯員に町民税課税者がおり、本人は町民税非課税で、前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円を超える方となり、人数は883人でございます。

次に、第6段階から第9段階の対象者は、全て町民税課税者となりますので、合計所得金額と人数をお答えをいたします。

第6段階の対象者は、前年の合計所得金額が120万円未満の方で、人数は718人でございます。

第7段階の対象者は、前年の合計所得金額が120万円以上190万円未満の方で、人数は854人でございます。

第8段階の対象者は、前年の合計所得金額が190万円以上290万円未満の方で、人数は608人でございます。

第9段階の対象者は、前年の合計所得金額が290万円以上の方で、人数は476人でございます。

続きまして、65歳以上の方の健康状態についてでございますが、要支援及び要介護認定を受けている方は、いずれにしろ健康状態に不安や問題のある方だと認識をしております。そこで認定の状況についてお答えをいたします。

まず、要支援1の認定者数は66人、要支援2の認定者数は75人でございます。この要支援者は、精神的もしくは身体的な理由により何らかの支援は必要とするものの、概ね自立した生活が可能であると思われる方でございます。

次に、要介護状態ですが、要介護1及び要介護2が軽度者と位置づけられ、精神的もしくは身体的な理由により日常生活を送る上で何らの介護が必要な状態だが、介護者の適切な介護により在宅での生活が可能であると思われる方でございます。

人数といたしましては、要介護1が154人、要介護2が113人でございます。

次に、要介護3から5と重度の認定を受けた方でございますが、心身の状態が幅広く一概に表現することは難しいですが、精神的もしくは身体的及び疾病などの理由により、生活の大半もしくは常に介護を要する状態であると思われる方でございます。

人数といたしましては、要介護3が113人、要介護4が110人、要介護5が76人でございます。

続いての通告の質問でございますが、ひとり暮らしの高齢者についてでございますが、民生委員の方のご協力のもと、本町に登録いただいている人数は561人でございます。

また、65歳以上の生活保護を受給している方は42世帯50人でございます。

65歳以上の方の子どもとの同居世帯数でございますが、65歳以上の方の子どもとの同居世帯数というくくりでの統計データはございませんので、参考までに、平成22年国勢調査でこれに近いデータを申し上げますと、65歳以上の世帯員がいる世帯は、町全体で3,232世帯、そのうち夫婦のみの世帯は1,105世帯、また、単独世帯は393世帯という調査結果がございますので、何らかの形で65歳以上の方と同居している世帯は、単純に求めますと1,734世帯ということになります。

次に、行政として高齢者が生きがいを持って生き生きと暮らせるようにするには、どのような支援、援助の責務があると捉えているかというご質問にお答えいたします。

介護保険法に地方公共団体の責務として、高齢者が可能な限り住みなれた地域で、その

有する能力に応じ自立した日常生活の支援のための施策を推進するように努めなければならないという規定がございます。

超高齢社会が進展している本町としましては、介護保険の保険給付のほか、高齢者が老人クラブ活動、わいわいスポーツクラブ、シルバーリハビリ体操、並びに認知症予防のためのフリフリグッパ体操など、高齢者の皆さんの主体的な取り組みを支援し、これらを介護予防の施策の中に位置づけ、高齢者の健康寿命の保持・増進を進めているところでございます。

一方で、高齢者の社会参加の機会をふやし、支える側や支えられる側と区別することなく役割と生きがいを持って、地域の中で生活を継続できるような地域づくりを進めることが求められると考えております。

その取り組みの一つとして、介護保険法の地域支援事業に位置づけられた介護予防・生活支援総合事業において、高齢者みずからが社会参加し、社会的役割を持つことで生きがいづくりや、介護予防につなぐことのできる地域づくりを進めてまいりたいと考えております。

また、高齢者の皆さんには、高齢者みずからが要介護状態となることを予防するため、加齢に伴って生じる心身の変化を自覚して、健康の保持増進に努めるとともに、リハビリテーションその他の適切な保健医療サービスや福祉サービスを利用することにより、有する能力の維持向上に努めることとされておりますので、高齢者みずからの取り組みや心構えも重要であると考えております。

さらに、高齢者が住みなれたところで生活を継続していくために必要とする生活支援等のニーズに対応するサービスを確保するため、昨年9月にネットワーク会議を設置して、町民の皆さんに参加していただき、高齢者に対して、どのような生活支援等サービスの提供を行ったらよいかなどの話し合いを始めたところでございます。

これは、高齢者を含めた町民の皆さんの主体的な参画による地域づくりが必要となりますので時間はかかると思われませんが、団塊の世代が75歳以上になる2025年（平成37年）をめどに、高齢者が住みなれた地域で自分らしい暮らしを続けることができるよう、医療・介護・予防・生活支援体制が一体的に提供される地域包括ケアシステムの体制構築を進めていきたいと考えております。

○議長（井原正光君） 新井議員。

○2番（新井滄吉君） ありがとうございます。きょうはもっと突っ込みたいんですけども、時間の関係で次に進みます。

利根町シルバー人材センターが利根町にもあります。茨城県下42にシルバー人材センターがあるというのがわかりました。何で44ないのかと調べてみたら、広域シルバー人材センターがあるんですね。それは石岡市と小美玉市が一緒、それから、もう1カ所が下妻市と八千代町の2カ所が1カ所になって42しかない。ここに、県下で県と町の補助金がない

のは利根町だけと表現していますけれども、これはミスです。ごめんなさい。今は以前はたしか県と町の補助金が一体になっていたように私の記憶にあったんですけれども、今はどうもそうじゃないようですね。

利根町以外に補助金がないのは、城里町、ここが助成金がないのはなぜかと調べてみたら、何と社会福祉協議会の中であって、理事長が町長、常務理事は社協の事務局長がなっている。人件費は町から補助があるし、利根町とは違うんですね、補助金がないと言っても。実質助成金が県下唯一、利根町だけがシルバー人材センターに対して助成金がないと、そして先ほど説明いただいた高齢者の収入状況などを見ると、本当に厳しい状況ですね。そういう中で、働かなければ高齢社会で食っていけないと、ちゃんとした最低の文化的生活ができないと、そういう意味でシルバー人材センターの皆さんは頑張っている。

確かに仕事に対して不満もあるようです。それは私もいろいろなところで聞いています。そういうのを踏まえてシルバー人材センターは今努力をしています。努力しているけれども、理事長も心労がたたってか、今は入院中です。残念ながらね。

私は正直過去のいきさつは知りません。人材センターの人たちも、書類が残っていないのでわからないんです。いきさつはどうあれ、今のこういう収入の状況とか見たら、やっぱり、唯一茨城県下でシルバー人材センターが、実質44市町村に設置されているんですね。合併されているところはあるけれども。利根町だけない。その人材センターが今、非常に苦境に陥っていますね。

車も買いかえないといけない、修理もしなきゃいけない、金がない、そういう実態であるのを見て、利根町行政としては、このまま放っておいてはいけないんじゃないかと私は思います。高齢者が生き生きしていないと、町の活性化にはならないし、それから、子どもたちも元気をなくします。子どもたちは大人の元気さを見ています。大人は子どもたちの元気をもらって元気になれるけど、子どもは逆に大人の元気がない姿を見てると元気がなくなります。ですから、シルバー人材センターに対して何とか補助金の復活をすべきではないかと考えますけれども、その辺のお考えを伺いたいと思います。

○議長（井原正光君） 遠山町長。

○町長（遠山 務君） 利根町シルバー人材センターを応援する必要があるかという町の考え方ということでございますけれども、経過等も含めてお話をしたいと思います。

利根町シルバー人材センターは、利根町に居住する定年退職者等の高年齢者の希望に応じた臨時的かつ短期的な就業や、その他軽易な業務に係る就業の機会を確保し、これらの方に対して組織的に提供すること等により、その就業を援助して、これらの方の生きがいの充実、社会参加の推進を図ることで、高年齢者の能力を生かした活力ある地域社会づくりに寄与することを目的として、平成9年5月にミニシルバー人材センターを発足いたしました。

この発足は、当時、社会福祉協議会が設立を支援したということでもあります。

補助金に関しましては、平成13年度から17年度までの5年間は、県の補助金と合わせて同額を町から補助金を交付しておりました。私の記憶では県から160万円、町から160万円の320万円と記憶しておるんですけども、それが平成18年度からは町の行財政改革の一環として見直しを行い、補助金の交付は見送っているという状況でございます。この補助金の見直しにつきましては、町の行財政改革として、シルバー人材センターばかりではなく、多くの団体の見直しを行っております。

また、町の社会福祉協議会からは、現在、金額の変更はあるものの、継続して補助金は出しております。

町からの補助金は見直しいたしました。現在までシルバー人材センターの土地・建物は無償で貸与するとともに、町の発注する仕事も、なるべく優先的に契約できるように配慮しているという実態もございます。

さらに、シルバー人材センターの運営につきましては、以前より法人格を取得するよう指導してきた経緯もございますので、法人格を取得することにより国からの補助金がいただけるということは、シルバー人材センターでは承知していると思われま。

現在、介護保険法の一部改正による介護予防・日常生活支援総合事業への移行に伴い、地域包括ケアシステム構築における地域づくりを進めており、高齢者の生活支援等を推進するためのネットワーク会議を開催していると、先ほど答弁で申したとおりでございますが、この会議では、高齢者の日常生活を支えていく視点から、どのようなサービスが必要か、どのような介護予防を推進することが効果的か、さらに、どのように地域づくりを進めていくべきかなどについて、さまざまな関係者に委員となっただき、町の方向性について協議していただいております。その委員として、シルバー人材センターからも委員を出していただいております。

今後、高齢者の日常生活支援ニーズを充足していただく一定の役割を、シルバー人材センターの事業として担っていただくことが当センターの活躍の場が拡大することとなり、経営の安定化に寄与することも期待できるものと考えております。

いずれにいたしましても、シルバー人材センターが当初の目的のとおり活動できるよう、今後とも支援してまいりたいと考えております。

○議長（井原正光君） 新井議員。

○2番（新井滄吉君） 法人格でないからというお話がありました。調べたところ、公益社団法人になっているのが42団体中36、一般社団法人が2団体、ほかの4団体は任意団体です。利根町も任意団体です。

利根町を除くもう1カ所は、先ほどの城里町は社協の中に事務所があり、事務局長は社協の事務局長が兼務をしている、理事長は町長になっている。ほかの全く関係ないところも、法人格を持っていないところも助成金をもらっている。これに対してはどうか、ちょっとお答えをいただきたい。

○議長（井原正光君） 遠山町長。

○町長（遠山 務君） 先ほどの答弁でも申し上げましたとおり、県のほうからでなく、これは国のほうから県を通して来ているんですね。それで国のほうが法人格にしなければ、補助金は県を通して出しませんよということで、そのときに私が法人格にしてくださいよと言った経緯がございます。そうすれば当然補助金は出ますから、いろいろな事情があってそのとき法人格にできなかったんでしょうけれども、とのときにもし法人格にするのに手伝いが要れば、役場の職員がわかる範囲でお手伝いしますから法人格にしてくださいよと言ったんですけれども、法人格にできなかった。それは国から通達がありまして、すぐ言ったわけではございませんので、通達が1年半ぐらい前に通達がありましたので、その時点でシルバー人材センター、その当時の理事長さんのお名前は言いませんけれども、に言っ、検討してみますということです。来て、とうとう法人格にできなかった。

それで、先ほど申しましたとおり、平成17年の予算を組んだときは行革をかなりやりましたけれども、五、六億円やりましたけれども、この160万円はつけたということがございます。18年度の予算を組むときに行革で、それをまた補助金をカットしたという経緯がございます。

○議長（井原正光君） 新井議員。

○2番（新井滄吉君） じゃあ河内町も法人格がない、それから、大子町もない、だけど補助金はある。これはどう捉えたらいいんですか。

○議長（井原正光君） 遠山町長。

○町長（遠山 務君） それは各自治体の方針ですから、はい、そのように思いますけど。

○議長（井原正光君） 新井議員。

○2番（新井滄吉君） わかりました。じゃあ、利根町も法人格をとれば助成金は復活と、この場で理解していいですか、どうですか。

○議長（井原正光君） 遠山町長。

○町長（遠山 務君） この間、確認したんですけれども、利根町も法人格をとれば、今でも国からの補助金、交付金というのですかね、復活するということではございますので、法人格をとれば、今でも国と同額の補助金は出すということには変わりありません。

○議長（井原正光君） 新井議員。

○2番（新井滄吉君） わかりました。この場ではこれ以上は追求しません。時間がないので次に移ります。

利根町には、学校で長いこと英語を教えていたとか、あるいは海外経験が長くて英語をぺらぺらしゃべれる、あるいはほかの言語もしゃべれる、そういう人材がかなりいます。そういう人たちは、有料ボランティアで子どもたちに（社会人を含めてもよい）教えたいという希望があります。これらの希望を生かした取り組みをする考えはないでしょうか。

○議長（井原正光君） 杉山教育長。

○教育長（杉山英彦君） 現在、高齢化社会から高齢社会を経て、超高齢化社会になっているかなと思います。利根町でも高齢化率を考慮しまして、全国平均を大きく上回っている状況でございます。

その高齢者が、生涯学習を通じてより豊かな人生を送ることができるということは、極めて重要なことだと思います。これまでの生涯学習につきましては、学習する場や機会の提供が中心でしたが、今後は学習の場や機会の提供とともに、活躍の場が重要になってくると思います。

利根町では、「いつでも・どこでも・だれでも」が生涯にわたり学習することができる生涯学習社会を目指してさまざまな事業を展開しております。その事業の一環として「ふれあい楽集バンク事業」というのがございます。「楽集バンク」というのは、楽しく集うふれあい楽集バンク事業を展開しております。

この事業は生涯学習の指導者に、ふれあい楽集バンクのボランティア指導者として登録をいただきまして、生涯学習ハンドブックにより町民に周知し、学びたいグループと指導者を結びつける事業でございます。無償ボランティア事業となりますが、語学が堪能であれば、この楽集バンクに語学指導者として登録をいただき、町内グループの指導にご尽力をいただければ幸いです。

高齢者が生涯にわたって活躍する意欲を持ち続けるためには、活躍することによって、そこから常に生きがいを感じられていることが重要であり、高齢者の方が有する豊かな知識・技術・社会的経験はかけがえのない地域資源であり、ふれあい楽集バンク等を通じて地域社会に還元される環境づくりを進め、生涯学習を推進していきたいと考えております。

また、学校教育におきましても幅広い地域の人材を生かし、多様な教育活動の展開を進めてまいりますので、新井議員の申し出のとおり、英語教育に限らず、現在、布川小学校ではベトナムの子ども、それから、来年、文小学校に中国からの子どもが入ってくる予定でございます。そういう人材を紹介していただければ大いにありがたいことでございます。後日、詳しくどういう方がいらっしゃるのかご相談させていただきたいと思っております。

○議長（井原正光君） 新井議員。

○2番（新井滄吉君） ありがとうございます。きょうはこれで、時間の関係で次に移ります。これ以降は短く答弁をお願いします。

2、非核宣言、去年暮れ、議会でやりました。町はこれを受けてどういう姿勢で取り組もうとしているのかお伺いいたします。短くお願いします。

○議長（井原正光君） 遠山町長。

○町長（遠山 務君） 他市町村の現在実行している非核宣言のやっていること、それをひとつ調査して、利根町として具体的に何ができるか、やるからには町民の皆様との協働も含めて何らかの方法で、平和行政また平和教育に生かせればと思っております。

○議長（井原正光君） 新井議員。

○2番（新井滄吉君） ありがとうございます。よろしく申し上げます。3番に行きます。時間の関係ですみません。

親水公園、私も知らなかったんですけども、住民が立て札を立てています「陽光桜」。そのとき私は全く何だかわかりませんでした。最近、この陽光桜の高岡正明さんを主人公にした映画ができたので、ああなるほどこういう人かと、映画を見てびっくりしました。本を買ったんですけども、余計なことですけど、帰りの食べ物屋で置き忘れたのになくなってしまいました。でも高岡さんというのは、ネットで調べると、なかなか映画でもユニークな人で、子孫が天然塩をつくっている人でもあるんですね。ですから親水公園はこれから利根町の観光スポットにすべきではないかと思えます。

100本の桜が植わっています。大きな桜もあれば、まさに土の中にまだいるあれもあります。手入れも本当にさまざまですね。利根町の先輩方が平和を愛して桜を植えた。その精神を我々は受け継ぐべきではないかと考えています。これに対して行政はどのように考えますか。

○議長（井原正光君） 遠山町長。

○町長（遠山 務君） 親水公園の陽光桜を活用することについてというご質問でございますが、利根親水公園の北側遊水池沿いにごございます陽光桜は、陽光桜の会の会員の方86名の方が、平成19年に苗木約90本を植樹したと伺っております。ご提案いただいたとおり、ぜひ親水公園を紹介する際には、陽光桜を活用させていただきたいと思えます。

○議長（井原正光君） 新井議員。

○2番（新井滄吉君） ありがとうございます。

ここで言うのもあれですけども、高岡さんという方は、教え子を戦争に行かせたんですね。日本の国が神の国だから勝つからと、帰ってきたら桜の下で会おうと、そういうことで送り出したんですね。だけど帰ってきたのは、ほとんど1人か2人、1人かな、みんな戦死。高岡さんは戦死した教え子たちのところに、いろいろな国に行ったんですね、寒い国から暖かい国、彼はマイナス30度からプラス30度までの環境でも桜が咲くような品種をつくり出したんですね、いろいろなことをやって。ですから、平和の象徴ですね、「陽光桜」というのは。そういう意味では、非核宣言とあわせて大事にしなければいけないし、先輩方は86名と言いましたけれども、桜は100本ありました。私、1本1本数えてきました。確認してきました。変なイバラみたいのがついて大変だったですけども、でも先輩方の気持ちを思うと、生かしていきたいと思えます。よろしく申し上げます。町も。

それでは4番に移ります。マイナンバー制について、ここに書いてあるように、理解が深まるに連れて、最初は監視監督されるおそれが18.2%から14.4%と減ったんですけども、これは内閣府の面接調査ですよ、いい加減な調査ではないんですから信用できます。で、個人情報不正利用に被害があると心配する人が、最初32%だったけれども、2番目は38%とふえています。メリット感がいろいろと言っているけれども、メリット感は減っ

ています。

こういう不安を感じていることに対して、私自身も町民に宣伝した手前、マイナンバー制は拒否しました。かつての総背番号制と同じで、番号で人間を管理すると。便利なようだけれども、これはナチ・ドイツがやった、ヒトラーがやった、それと同じものなんですね。いい面も確かにあるけれども、使い方によっては物すごく怖い。

図書カード、読書カードまで登録して、そういう考えが今もあるんです。そしたら、あいつは何の本読んだと、生涯にわたってチェックされる。免許証もそうだし、あるいは自動車の登録番号もそうです。何月何日どこで、監視カメラが日本中至るところにあるから、チェックされます。政府あるいは時の権力者ににらまれた人間はチェック全部、どこを動いているかわかる。そういう監視社会にもつながるんですね。

安倍首相は、憲法を改正して戦争を堂々とできる国にしようとしている。その裏側のあれがこのマイナンバー制なんですね。私も必死になって、この間、読みました何冊も。そしたら、勉強するほど、このマイナンバー制というのは怖いものだと、とてもじゃないけど、時の10年、20年の政府の首相になったからって進めるべき問題ではないと思います。

個人の自由で、やっぱり利根町は強制をしないとほしいと思います。国のやっていることに、町行政が確かに抵抗しづらい、だけど、その程度はできるはずですよ。その範囲の中でも。その辺を利根町はどのように考えているか。

いや、断固進めるんだという推進派なのか、いやこれは危険だからちょっと待てよと、担当者の汚職も発生しているんですね。IT企業とも癒着して、本当に調べれば調べるほど裏でとんでもないことやっているんですね。人間のミスもいっぱい起こっていますね。つい最近も機械がストップしましたね。取手市も個人番号が載った住民票を渡されたとか、あれはミスですね、職員のミス。そういうミスが、人間はミスをするものだ、ところが一生背負う背番号制がね、共通番号がね、そういう扱いをしたら、これからはコンビニでまで扱う、そうしたら怖いですよ。漏えいする危険がいっぱいあるし、ハッカーの全世界攻撃が来るでしょう、間違いなく。それから、ランチされる情報がどんどんふえる。

進行するまでもなく、ちゃんとした体系ができていない中で次々に安倍首相は追加する。狂っているんじゃないか、ナチ・ドイツと同じと私は感じています。その辺をお伺いします。強制をするのか。町民に。

○議長（井原正光君） 遠山町長。

○町長（遠山 務君） 新井滄吉議員おっしゃることをお聞きしましたけれども、町の対処として答弁いたします。

セキュリティ対策については、議員ご指摘のとおり、昨年発生した日本年金機構のシステムが標的または攻撃メールと呼ばれるサイバー攻撃を受け、個人情報的大量に流出した事件など、近年は行政機関の重要なシステムがインターネットやEメールなどの外部接続からコンピューターウイルスに感染し、個人情報を抜き取られるといった事件が多発して

いることや、マイナンバー制度の本格的な施行を控えていることなどを受け、国では、新たな自治体情報セキュリティ対策の抜本的強化策を作成し、その整備を進めているところです。

町としても、この情報セキュリティ対策のための委託料を、今回提出した一般会計補正予算案（第5号）に計上しております。

主な内容は、一つ目として、情報の持ち出しによる情報漏えい対策として、窓口業務でマイナンバーを利用しているパソコン端末から、USBメモリーなどの媒体を使って外部に情報を持ち出しできないようにするシステムの導入。

二つ目として、サイバー攻撃による情報漏えい対策として、L G W A N環境にあるパソコンをインターネット環境から完全に分離するということです。

現在、職員が使用しているパソコンはL G W A Nと呼ばれる行政専用のネットワーク環境に接続されており、国県または市町村とのメールのやり取りなどを行っております。しかし、現在、このパソコンは住民・企業とのメールのやり取りや情報収集などのためにインターネット接続が可能な環境になっており、外部からのウイルス感染のリスクがございます。このことから、職員が使っているL G W A N接続系のパソコンを、インターネット接続から完全に分離するための対策を講じるものです。

また、マイナンバーを取り扱う職員につきましては、担当者を明確にし、システム操作時には電子カードによる個人認証を行い、誰が・いつ・どのような操作を行ったか、履歴を全て保存するなど、人的な対策についても強化を図ってまいりたいと考えております。

また、行政で取り扱うマイナンバーが付記された文書等については、「専用の保管箱やキャビネットに必ず鍵を施錠するなど厳重に管理し、事務取扱者以外の者に見られないようにする」「文書等を廃棄する場合は、必ずシュレッダーで処理をする」「事務処理中に席を離れる場合は、机の引き出しに一時保管をするなど、マイナンバーが事務取扱者以外の者に見られないようにする」など、情報が漏えいしないように取り組んでいきたいと考えております。

あわせて、相談や打ち合わせ等についても、原則、事務室内では行わないこととし、事務室への入室管理も行っているところでございます。

また、住民の皆様がマイナンバー制度に便乗した詐欺に遭わないよう、チラシ等の配布をしております。個人番号カードの申請につきましては任意となっており、希望した方が個人番号カードを取得することになっております。

なお、申請期限は設けてございませんので、希望するときに申請することになっております。

ただし、国の方針は、個人番号カードが各種手続におけるマイナンバー（個人番号）の確認や本人確認の手段として用いられるなど、国民生活の利便性の向上に資するものとして、できるだけ多くの国民に取得していただきたいとの考えでございます。国はですね。

なお、3月1日現在の町民の申請者数は1,357名、交付済のものは231枚でございます。

○議長（井原正光君） 新井議員。

○2番（新井滄吉君） ありがとうございます。時間の関係で次に行きます。

5番、ひたちなか市が、東海原発に何かあったら3,000名の避難者が利根町に来ると、それを迎え入れる体制はどういう状況なのか。

私、先日、ひたちなか市長との懇談会に参加してきました。ひたちなか市長は、本音を言って、東海原発が安全だとはちっとも思っていないです。それから、避難もうまくできないと思っています。

というのは、第1段階避難、第2段階避難、第3段階避難、もう爆発事故が何かあったら、みんな一斉に逃げますよ。そんな一次避難、二次避難、三次避難、逃げるほうも、市長も言っているんですよ。それはどこのところもそうですよ。ヨウ素剤は事前に配っておく、当然ですよ。事故が起こって配ったっておくれる一方です。できやしない。だけれども、原発事故だけじゃない、常総市みたいに利根川が氾濫してここが浸水したら、我々も逆に避難しなきゃいけない。そういうときに提携先があったほうがいいと思うのです。そういう意味では、お互い助け合い、そういう市町村と連携を強めておいたほうがいいと思います。

そういう意味で、積極的にひたちなか市、向こうが積極的にやれと言うんじゃなくて、こっちからやって、お互いに助け合う連携を進めていくべきではないかと思います。原発が今になってシンドロームがあったとか、どどんぼろが出てくるんですよ。時間がたったら、忘れたころに、でも私は東電にいたからわかるんですけども、年がら年中情報を隠していましたよ。本当に、縦系列、よその1号機、2号機、3号機がどうなっているかわからないんですよ。縦系列で情報を統制しているんですよ。年がら年中、東電社員が上野で自殺している、みんな隠していますよ。事故だから、情報隠しだらけ、今なお隠しだらけ、本音を言えば福島沖に海水延々と持って行って、放射能汚染の水を太平洋に流している可能性があるんですよ。そこまで無責任ですよ。

で、安倍さんも、その原発の片棒を担いで、原発を売り歩いている、世界に。

私が乱暴なことを言うと失言しそうだから、これでとめますけれども、本当に気をつけたほうがいい。戦争とか原発とか嘘ばかり言っている。

だから、そういう意味でひたちなか市との連携はしっかりやってほしいし、どういう状況だか教えてください。

○議長（井原正光君） 遠山町長。

○町長（遠山 務君） ひたちなか市との協議は、今までに3回実施しております。1回目が26年12月17日、それと2回目が6月24日、3回目が2月10日ということでございます。

議員おっしゃることは、ひたちなか市との災害時の連携も必要じゃないかということをおっしゃっていると思うのですが、県内全域、協力できる場所とは協力したい、

協力してもらいたい、そして2月の12日にひたちなか市の市長の本間さんとは、ある会で行き会っております。そのときも避難先としてということではなくて、同じ市町村の首長としていろいろ話した経緯がございます。そういう中でもありますし、ひたちなか市ばかりではなくて、協力していただけるところ、また協力できるところは、県内全域の44市町村と連携をとっていきたいと考えております。

○議長（井原正光君） 新井議員。

○2番（新井滄吉君） 2分残っていますけど、中途半端なのでこれで終わります。ありがとうございました。

○議長（井原正光君） 新井議員の質問が終わりました。
暫時休憩いたします。

午後3時08分休憩

午後3時20分開議

○議長（井原正光君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

6番通告者、6番船川京子議員。

〔6番船川京子君登壇〕

○6番（船川京子君） 6番通告6番船川京子です。

傍聴席の皆様におかれましては、忙しい中お運びいただき、心から御礼申し上げます。それでは、通告に従いまして質問をさせていただきます。

子育て支援課についてお尋ねしていきたいと思っております。

平成28年4月から新たに子育て支援課が設置され、事務の分掌は、1子育て支援の総合町政に関すること、2児童福祉に関することとし、窓口が開設されます。また、時を同じくして企画財政課にシティプロモーション係が新設され、両者ともに今後の町の取り組みとして大きな期待が寄せられているところだと思います。この行政組織を改める理由を、町としては次のように示されています。

まち・ひと・しごと創生法に基づく地方版総合戦略を策定する中で、人口減少対策としての当町における最も重要な取り組みは子育て環境の整備であり、子育て支援窓口の一元化とわかりやすい行政サービスの提供とともに、町の魅力情報を町内外へ効果的に発信し、移住・定住に向けたプロモーション活動を展開していくことが重要な取り組みとなることから、さらなる地域の子育て支援の充実を図るため、新たに子育て支援課を設置するとともに、企画財政課にシティプロモーション係を設置すると、シティプロモーション係が町の魅力として発信していく情報の中に、新設される子育て支援課の取り組みも重要な位置を占めていくのではないかと思います。

現役子育て世代に向け、町内外ともに効果的かつ魅力的な活動の展開が期待される子育て支援課で扱う事務についてお伺いいたします。

利根町総合戦略には、子育て世代に対応した情報発信、相談対応の充実として、子育て中の保護者がピンポイントに子育てに関する情報を入手することができるよう、町が行う子育て情報を一元化した子育て情報サイトを作成します。また、役場窓口においても、総合的に子育て支援に関する案内、相談に対応できるよう、子育て支援課を設置しますとあります。

利根町総合戦略に記載されている子育て支援課が所管する事務として、放課後児童対策事業や新たに始まる病児保育事業など、これまで福祉課が担当されていた事業が子育て支援課に移行されているものもあります。

では、最初の質問です。子育て支援課が所管とする児童福祉に関することとは、具体的にどのような事業を行うと考えられているのでしょうかお伺いいたします。

○議長（井原正光君） 船川京子議員の質問に対する答弁を求めます。

遠山町長。

〔町長遠山 務君登壇〕

○町長（遠山 務君） それでは、船川議員のご質問にお答えをいたします。

子育て支援課が所管とする児童福祉に関することとは、具体的にどのような事業を行うのかということですが、児童福祉に関することは、これまで福祉課の子ども福祉係で業務を行っていた事業であります。

具体的には、保育所・認定こども園・事業所内保育所の支給認定・入所・運営費の支給、児童手当の支給、子育て応援手当の支給、放課後児童クラブの入級・管理、ひとり親家庭対策、児童扶養手当の受け付けなどが主な事業となっております。

中でも保育に係る子育て支援業務に関して詳しく申し上げますと、平成27年度からは新たに子ども・子育て支援法が施行されたことにより、保育に係る事務が大幅に改定されました。

一つには、保育が必要な理由や年齢によって全ての子どもに対して、1号・2号・3号の認定区分に分け、保護者の状況により保育標準時間、保育短時間などの認定を行っております。また、これまで幼稚園だった施設も認定こども園として運営が行われ、幼稚園部分と保育部分を両方利用できる体制も整えられ、利用者にとって選択の幅が広がっております。

認定こども園の利用者負担額（保育料）も町民税で算定した町の基準表を用いることとなり、ご家庭の収入の状況それぞれに応じた負担となっております。施設の運営費につきましても、認定こども園は施設型給付費、事業所内保育所は地域型保育給付費で支給することになり、保育の量的拡充と質の向上を図るため、さまざまな支援策が設けられております。

そして、病児保育もこの支援策の一環として来年度中の実施を予定しており、これまでの当町の子育て支援をより充実させていくものとなっております。

○議長（井原正光君） 船川議員。

○6番（船川京子君） 今、福祉課の子ども福祉係で行っていた事業が子育て支援課に移行するという理解をさせていただいたんですが、ほかの課から移行される事業はないのでしょうか。

○議長（井原正光君） 石塚福祉課長。

○福祉課長（石塚 稔君） それでは、お答えいたします。

ほかの課から移行する事業は、今のところ、今、町長がお話しましたように、子ども福祉係の事務を担うということになっておりますので、今のところ同じでございます。

○議長（井原正光君） 船川議員。

○6番（船川京子君） それでは、窓口が新設される子育て支援課で行う事務は、今まで子ども福祉係で行っていた事務が課として独立するとの理解をさせていただきます。

次の質問に移らせていただきます。改正後の条例に明記されている子育て支援の総合調整に関することとは、具体的にどのような取り組みなのでしょうか、お伺いいたします。

○議長（井原正光君） 遠山町長。

○町長（遠山 務君） 改正後の条例に明記されている子育て支援の総合調整に関することを具体的にということでございますので、お答えいたします。

4月から新設される子育て支援課では、先ほどの質問でお答えをいたしました児童福祉に関する事業を実施することになりますが、子育て支援に関する事業は、現在の福祉課以外にも生涯学習課、学校教育課、保健福祉センターなど複数の課に及んでいる現状でございます。

総合調整でございますが、これらの子育て支援事業を、それぞれ独立して実施していくのではなく、それぞれの担当課が情報を共有し合うことにより、効果的な事業展開がなされるものと考えております。

そのため、新設する子育て支援課におきましては、これら子育てに関する総合的な調整機能を設け、各課における子育て事業の把握に努めるとともに、子育て支援施策の企画、調整、推進などを行っていくというものでございます。

○議長（井原正光君） 船川議員。

○6番（船川京子君） それでは、今の町長からいただいたお答えに関連いたしますので、3点目の質問をさせていただいてから、またお聞きしたいと思います。

子育てに関する事業は多く、保健センターや企画財政課、学校教育課など、事業により複数の担当課に分かれています。これは、今、町長にお答えいただいたとおりだと思います。

先ほども申し上げましたが、利根町総合戦略には、役場窓口においても総合的に子育て支援に関する案内、相談に対応できるよう、子育て支援課を設置しますと記載されております。条例改正の提案理由にもある子育て支援窓口の一元化とは、どのような対応をお考

えなのでしょうか、具体的にご説明いただきたいと思います。

また、あわせて他の課にて所管する事業についての相談に対しては、先ほどいただいた町長のお答えは、この情報を共有するというお答えをいただきました。ここでは、他の課にて所管する事業についての相談者に対する対応を伺いたいと思いますので、よろしくお願ひします。

○議長（井原正光君） 遠山町長。

○町長（遠山 務君） それではお答えをいたします。

子育て支援窓口の一元化についてとのご質問でございますが、先ほども答弁しましたが、子育て支援に関する事業は、子育て支援課以外の課にも及んでおりますので、これらの情報を共有・集約することにより、住民の方が子育て支援課の窓口に来ていただいた場合、どのような支援策があり、どのような支援が受けられるのか、担当課はどこかなどの情報を子育て支援課の窓口で得ることができるようにするということでもあります。また、その逆の場合もあるということでございます。それで情報の共有化ということでございますので。

また、いずれは相談にも対応できるように、各課で行っている情報の集約・連携を図りながら、子育て世代に必要な情報発信・相談体制の充実を図っていきたいと考えております。

○議長（井原正光君） 船川議員。

○6番（船川京子君） 少し目指している方向性が見えてきたような印象を持ちますが、もう少し詳しくお尋ねしたいと思います。

この子育て支援課窓口開設に向けて、準備における総合的な調整を現場で行っている担当の方にお尋ねしたいと思います。

まだ課が新設されておられませんので、どこで全体的に調整をしながら準備を進めているのか、答弁いただく方は執行部のほうで決めていただきたいと思いますが、幾つかに分かれている問題や機構、組織などを統一することを一元化と理解しています。

また、役場窓口において、総合的に子育て支援に関する案内、相談に対応できるとは、子育て支援総合窓口的印象を持ちます。

将来的な方向を、今、一部町長は示していただきましたが、全体像として子育て支援課の今後の目指す方向をお伺いしたいと思います。

○議長（井原正光君） 清水企画財政課長。

○企画財政課長（清水一男君） 今回の子育て支援課を設置するに当たりまして、地方版総合戦略の中で検討してまいりましたので、担当課である企画財政課のほうで答えをさせていただきます。

まず、地方版総合戦略の策定に当たりまして、その中で今申し上げましたように、子育て支援課を設置するというに至ったものでありますので、その総合戦略の中での子育て

て支援課のあり方についてお話をさせていただきたいと思います。

町としては、これまで県下一の子育て環境を目指してさまざまな事業を行ってきておりますので、その子育て環境の充実を軸に、教育環境の充実を図り、その情報を町内外に情報を発信することにより、移住・定住の促進を図るという方針で、今回総合戦略を策定したものでございます。

その施策を実行する上で、情報発信の意味もあって、子育てという名称が入ったメインとなる課がございませんでしたので、これまで福祉課の子ども福祉係で行っていた事業を引き継ぐとともに、新たに子育て支援課を設置したものでございます。

ですので、総合戦略にあるとおり、4月からは相談に来られた住民の方には、総合的に子育て支援に関する案内、相談を行いまして、子育て支援課で行っている事業以外についても、その支援策を行っている担当課を案内してあげるといふ、そういう役割を持つということでございます。

でありますので、先ほど町長が答弁しましたように、4月から子育て支援課ができましたら、子育て支援課が中心になりまして子育て支援施策の企画、調整、推進を行っていただき、また、子育て支援課で相談、案内を行っていただければ、さらなる子育て支援の充実が図られ、総合戦略の目的であります子育て世代の移住・定住の促進が図られると考えて設置したものでございます。

○議長（井原正光君） 船川議員。

○6番（船川京子君） 理解をいたしました。

もう一つだけ伺いたいと思います。現状と設置目的と、その辺のところは大変よく理解をしました。ただ、将来的に、例えば子育て支援総合窓口のように、ワンストップ化をしていくというような考えはないのでしょうか。

例えば、子育てにおいて二つの対応があると思います。一つは出産・母子手帳の交付、予防注射、健康診査等の事務的な手続を必要とするもの、もう一つは、成長に伴ってさまざま起きてくる課題に対する相談、対応。全国的に見ても、この二つの窓口をそれぞれ一元化の方向を目指しているところや、また、手続上はそれぞれの課で対応するしかないと思いますが、課題に対する相談、悩みに対する相談などは、切れ目のない対応を目指して、一つの窓口として対応しているところもあるように思います。町としては、そういった総合窓口とか一元化とかワンストップとか、そういったものを今のお答えでは目指しているとの印象は持てなかったんですけれども、その辺はどのようなお考えをお持ちでしょうか。

○議長（井原正光君） 清水企画財政課長。

○企画財政課長（清水一男君） 今回、今申し上げましたように、総合戦略の中で新たに子育て支援課を設置したものでありますので、4月から実際に課長が配属されて子育て支援課が動き出しますので、その中でまた検討していくことではないかと考えております。

○議長（井原正光君） 船川議員。

○6番（船川京子君） いずれにいたしましても、この子育て支援課は大きな期待を持たせていただいているところがございます。町民の皆様にさらなるサービスの向上、利便性の向上を目指しお取り組みいただきしたいと思います。

それでは、次の質問に移らせていただきます。町税における滞納整理の対応について。

利根町の市町村税はおよそ97%の徴収率を確保し、一定の評価を得るものと感じています。収納業務に携わる担当職員の方たちが、日々、地道に誠心誠意ご尽力いただいていると認識しています。事情により期限までに納められない方からの納税相談に応じる場合、収納業務の現場は多種多様であり、相談者が複雑な事情を抱える中、家庭経済の実情などを確認し、デリケートな問題にも触れなければならない場面が多々あると思います。また、厳しい局面に出会うこともしばしば、もしくはそれ以上にあるかもしれません。

相談者に、こちらの意図が正確に伝わらず、なかなか解決の糸口が見出せないこともあるのではないかと思います。納期までに納めていただけない方については、文書や電話による催告を行い、再三の催告にもかかわらず納めていただけない場合には、差し押さえ、公売といった滞納処分を実施せざるを得ないこともあることでしょうか。

また、時には茨城租税債権管理機構に移管せざるを得ないケースなどを含め、毅然とした態度で臨まなければならないことのほうが、むしろ多いかもしれません。

ほとんどの住民がきちんと納税していることに対し、公平さを保つためにも、誰もが納税の義務を果たすのは当然のことと考えます。しかしながら、納税相談に来られる方の中には、逼迫した家計事情などにより何とか生活をしている方も、少なからずいるのではないのでしょうか。そんな方が文書や電話などによる催告を受け、納税義務を果たすために真剣に悩み、役場に来るだけでも大変な勇気が要ることだと思います。そして、その中には女性の相談者もある程度の割合を占めているのではないのでしょうか。

子育て世代の家庭では、ご主人が納税相談に来るために、その都度、仕事を休むのが難しく、パートや子どもの世話をやり繰りしながら奥さんが来られる場合があると思います。役場の税務課に設置されたブースのような個室の中で、女性が1人、男性職員と相対し相談に臨むのは、大変な緊張感の中のことだと思います。

利根町では、この収納に関する相談対応は男性職員が担当されています。相談者が高齢の女性や子育て世代の若い女性の場合など、男性担当者に対面するだけで緊張が高まり、伝えたいことがきちんと言えなくなってしまうことも考えられると思います。ケースによっては、女性が担当するか、もしくは同席することが望ましい場合もあるように感じます。

龍ヶ崎市、取手市、河内町など近隣6市町村の現状調査をしたところ、女性担当者を配置しているところは6市町村中4市町で、状況に応じて女性職員の同席を可能としているところは1市1村でした。女性の収納係のいる市町の担当課職員の方からは、相談者の状況などを考慮し、担当を決め、相談内容や相手の要望などを見極め、より望ましい対応を目指しているとお聞きしました。やはり女性がいることで気持ち的にも和らぎ、よい方向

へ向かうケースも見られ、高評価を受けているなどのお話もありました。

また、利根町在住の男性、女性の声もお聞きしてまいりました。男性のご意見としては、先ほど申しあげました女性収納係を配置している市町担当者の方たちとほぼ同じ内容のものが多かったように感じましたが、中には、今どき男性に緊張する女性は珍しいなどのお声もありました。また、女性の意見としては、少数の方から厳しいご意見もありましたが、9割以上の方から、少しでも相談者の緊張が和らぎ平常心に近い状態で相談できる可能性があるなら、女性のほうがよいのではないかとの声が聞かれ、女性のほうが話しやすいとのご意見がほとんどだったと感じました。

女性の登用は、徴収率に対しても少なからず貢献するものと期待を持ちます。すぐには数字にはあらわれにくいかもしれませんが、一つの家庭を生活再建へとつなげられる可能性は否定できないと思います。町税における滞納整理の対応について、女性収納係の登用に対するお考えをお伺いいたします。

○議長（井原正光君） 遠山町長。

○町長（遠山 務君） 町税における滞納整理の対応について、女性収納係の登用に対する考えというご質問でございますが、滞納整理に携わる職員は、きちんと納期限に納められた方との公平性を確保するため、滞納に対しては、その解消に向け、適正に厳格に対処しなければなりません。滞納整理を真摯に取り組みれば取り組むほど、滞納者からの反発、苦情を言われることが多いので、男性職員・女性職員と性別に関係なく、町の財源を確保する使命感を持つ職員を今後も登用してまいります。

○議長（井原正光君） 船川議員。

○6番（船川京子君） それでは、現場の声としてお尋ねしたいと思いますが、今、町長から男女にかかわらず使命感のある職員をと、これはすばらしいお答えだと思いました。ただ、現場は女性がいることで相談の場が少し、これ決して甘いとか、優遇するとかということではなく、あくまでも相手の気持ちに少し目を向けていただきたいという視点から伺いたいのですが、近隣の市町村が女性職員を配置し滞納整理を行っていることに対してはどのような印象をお持ちになっているのでしょうか、ここをお尋ねしたいと思います。

○議長（井原正光君） 石川税務課長。

○税務課長（石川 篤君） 状況ということですが、利根町の滞納整理の現場対応状況を含めましてちょっとお話をさせていただきたいと思います。

まず、どの市町村においても滞納整理は9割の方が納期限内に納付していただいております。公平性を保つために、約1割の方に対して納付していただくように推進して行っているのが、どこの市町村も同じだと思います。それが一番の目的であると思っております。

利根町におきましても、この約1割の方に納付していただくように、納付の推進を今現在、納税課の収納に関しましては、課長補佐を含め4人の、ご指摘のとおり男性職員で滞

納整理を行っている状況でございます。

利根町の場合は、職員4人という少数で行っておりますので、滞納整理の方法及び効率化を図った組織づくりを行いまして滞納整理を実施しているところでございます。

具体的に申し上げますと、平成25年度から今までは、それまでは臨戸訪問ということで滞納者宅を訪問したりしていたところでございますが、平成23年度から滞納整理から滞納整理を滞納整理処分、債権の先ほどお話したような処分のようなやり方をして滞納整理の変更をしてきたという経緯がございます。

滞納処分により銀行預金差し押さえをした場合とか、滞納者には納得していただけない、「ふざけるな、生活できないじゃないか、解除しろ」とか、そういうふうなやり取りが、そういっぱいあるわけじゃないんですけれども、窓口や電話で激論を闘わせたりすることも多々ありまして、職員はかなり強いモチベーションを持って行うような状況ではあるということ、ご理解していただきたいと思っております。

また、課長補佐を含め4人で、限られた組織で効率化を図りながら収納係4人が行っているんですが、そのとき公平性を保つため、同じ対応、同じ意識を持って意志の統一が一番大事だと、そういう考え方で進めております。それによって公平で、みんな同じように取り扱いということではないんですけれども、できるということで、そういう形で統一性を図ってということで行っているところでございます。

それで、差し押さえとか財産調査など滞納整理を収納係全員で行うことによりまして、事務のレベルもみな同じような状況でございますので、今言いましたように公平性が保てて、やっていけるのかなというところでございます。

このような現場状況を踏まえまして、先ほど町長が答弁しましたとおり、男女性別に関係なく、町の財源を確保する使命感を持って職員が担当している状況でございます。それがたまたま男性職員4名であるということでございます。

○議長（井原正光君） 船川議員。

○6番（船川京子君） たまたま男性4人ということだということと、現状のご説明をいただきまして、大変よくわかりました。その上で、先ほども申し上げましたが、近隣の市町村では女性職員を配置し、実際に取手市などは訪問もしています。龍ヶ崎市も現場での対応をしているということで聞いてまいりました。

ここで私が一番申し上げたいのは、生活再建の可能性のある、その世代の人たちが何とか滞納整理をしてきちんとした軌道に乗せたいと望む場合に、やはりやり取りの中で、多分男性にはちょっとわからないかもしれませんが、私も含め、男性と相對したときに、とても緊張します。まして、いろいろな思いを抱えて後ろめたかったり、申しわけなかったり、恥ずかしかったりというおもりを背負った状態で来た場合に、素直に心が開けなかったり、話したいことも話せなかったり、データはそちらでも調べられると思うのでわかると思っております。でも、今後の見通しや、これからデータにならないところで工面をし

ていく内容などは、やはり平常心に近い状態で落ち着いて伝えなければ伝えられない情報ではないかと、私は思います。

そこで、先ほどの質問に戻りたいんですけども、近隣の市町村では女性職員を配置しています。それに対する印象、ちょっとそのお答えをいただけなかったんですけども、せめてその使命感のある職員を、今後近隣の市町村や、また全国の対応なども調査、研究された上で、女性の職員の配置も、男女を問わずというお話もありましたので、視野に入れながら研究していただけないでしょうか。

○議長（井原正光君） 石川税務課長。

○税務課長（石川 篤君） 納税相談が、男性職員だと女性の方が恐縮してしまうというお話なんですけれども、男性であることにより感性により恐縮することは心理的な部分でございますので、それぞれ人によって違うかと思えます。それに関しまして、どのような心理状況であるかというのは、私も正直言って判断しかねるところでございます。

先ほども言ったように、職員が納税者への話し方や対応など、接遇の能力向上を図りまして、女性の方も落ち着いて納税相談ができるように、職員のほうを研修しながらやっていきたいと思っております。

○議長（井原正光君） 船川議員。

○6番（船川京子君） では、これを最後の質問にさせていただきます。

近隣の市町村では、女性職員を配置しています。それなりに効果を得られているとお話も伺ってまいりました。それに対して、現在、男性職員のみで対応していただいております。それが悪いとか、望ましくないとか申し上げているのではなく、女性が同席することにより見える方向性、生活再建に一步進める可能性があるのではないかと申し上げております。

せめて、成功例の調査をしていただきたい、そう願ひ的な質問もさせていただきます。これ、3回目になりますので、もうこれで私の質問は終わらせていただきます。調査研究をしていただく選択肢はありませんでしょうか。

○議長（井原正光君） 遠山町長。

○町長（遠山 務君） それでは、私のほうからお答えをいたします。

税務課に女性を置く、置かない、これは人事異動がありますので、今の4人がいつまで税務課にいるわけではない。来年度4月1日の異動も3月10日の中学校の入学式の後から始まるんですけども、まだ白紙状態なんですけれども、そんな中で税務課に女性が行くか、男性が行くか、先ほど答弁しましたとおり、男性、女性関係ありませんので、職場で分けるわけにいきませんので、たまたま女性が収納係に行く場合もありますし、今までもそういう人事もありました。

ただ「生活再建」と船川議員おっしゃっていますけれども、その件についても、男性職員でも、その件につきましても十分配慮して対応していますので、何が何でもということ

ではございません。当然女性の方の中には男性職員だと言いつらいという方もいらっしゃるかもしれませんが、そういう点は税務課のほうにも十二分に配慮するようにということで指導していますので、遠慮なく住民の方には、男性職員であろうと女性職員であろうと現状を言っていただいて、そうすれば生活再建の方向性も、女性職員だからとか、男性職員だからとか、そういうのは関係なく、そういう方向性で少なくとも今の4人の男性の税務課収納係についても頭に置いて相談に乗っていると思いますので、そのことはご理解いただきたいなと思います。

○議長（井原正光君） 船川議員。

○6番（船川京子君） すみません、最後と申し上げたのですけれども、町長が答えてくださったのもう1回お話をさせていただきたいと思います。

今、町長に言っていただいて、一つ、せっかくなのでお尋ねしたいんですけれども、実は私が調査してきた中で、男性職員の指導で女性が緊張するという声が結構あるという村と町がありました。その場合、発言はほとんどしないんですけれども、女性が同席だけするという、そういったところもありました。ただ、今先ほど課長からお話を聞いたところ、人数的なものも、とても対応としては厳しい中で効率を上げる努力をされているんだという印象を大変強く持ちました。

しかし、今申し上げたこの女性の、町長は少し課長よりわかってくださったような気がしましたけれども、ここの部分で女性の同席に対してはどのようなお考えをお持ちでしょうか。

○議長（井原正光君） 遠山町長。

○町長（遠山 務君） その前に、課長では答弁できない内容もありますので、そのことはご理解いただきたいなと思います。

女性の同席ということでもありますけれども、先ほど石川税務課長のほうからあったように、今は本当に最低限の人数枠でやっている中で、国の方針のいろいろな方向性が変わる中で、条例を改正するしかないということで仕事量が、地方自治体も物すごくふえている。これは橋本知事もこの間、新聞で言っていましたけれども、そういう状況の中で最低限の人数で今本当に職員の皆さんに頑張っていただいていますので、そういうことを考えると、現状でご理解をいただきたいなと思います。

○議長（井原正光君） 船川京子議員の質問が終わりました。

○議長（井原正光君） 以上で本日の議事日程は全部終了しました。

明日3月4日は午後1時から本会議を開きます。

本日はこれにて散会いたします。お疲れさまでした。

午後4時05分散会